

# 道路法第 44 条の 2 の改正に伴う不法 占用物件に係る対策の強化について

国土交通省 道路局 路政課 道路利用調整室

(朝からなにやら猛勉強中の大野さん)

栗本係員

大野さん、おはよう。朝から熱心だね。何を見ているの？

大野係員

はい、9月30日に道路法が改正されて、不法占用物件の対策が強化されたので、関係資料を勉強していました。

栗本係員

すばらしい限りだね。(絶対なにかあったでしょ…)

大野係員

実は、昨夜帰る途中に、駅前の歩道にあった看板につまずいて転んだんですよ。軽いアクロバットじゃないかっていうくらい大胆に。周りの人たちにも見られてしまったし、恥ずかしかったなー。絶対あの看板は不法占用ですよ。許すわけにはいかないと思って。

栗本係員

(やっぱり) そういうことだったのか。まあまあ落ち着いて。じゃあ今回の改正内容について、一緒に確認してみようか。

大野係員

はい、よろしくお願いします。

栗本係員

それじゃあ、法第44条の2第1項本文から順に見ていこう。どんな改正点があるかな？

大野係員

まず、従来対象としていた、車両からの落下物等の道路に放置された物件に加えて、看板等の道路に設置されている物件も対象となりました。これによって不法占用物件に対する措置が可能となりました。

これらについては、「違法放置等物件」として定義され直されています。

#### 栗本係員

そうだね。従来の制度では、道路管理者自らが不法占用物件を除去しようとした場合、相当の期間の事前の公告が必要だったり、行政代執行法に基づく手続きを実施する必要があって、相当な時間を要していたことからすれば、今回の改正によって速やかな除去が可能となったことは、道路管理者にとって大きなことだね。

他に補足しておくことはある？

#### 大野係員

不法占用物件だけでなく、法第 32 条第 1 項の占用許可を受けた物件であっても、当該許可に付された条件に違反している場合なども対象となり得るということでしょうか。

#### 栗本係員

法第 44 条の 2 の対象となる物件は、法第 43 条第 2 号の規定に違反していることが前提だからね。法第 43 条では何人もみだりに道路の構造や交通に支障を及ぼすおそれのある行為をしてはならないこととされていて、「みだりに」とは、正当な権限又は正当な事由に基づかない場合をいうことから、許可条件違反も対象となり得るということだね。

次の改正点についてみよう。

#### 大野係員

違法放置等物件が、現に道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼしている場合だけでなく、それらのおそれがあると認められる場合についても対象に追加されました。

#### 栗本係員

そうだね。従来の規定では、固定部分の腐食が進んでいたり、風で飛散する危険があるだけでは、措置の対象となっていなかったからね。こうした道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼす蓋然性が高い状態にある物件についても対象とすることで、道路管理者が迅速に対応できることとなったわけだね。

これら対象物件やその状態を踏まえたうえで、法第 44 条の 2 第 1 項の第 1 号と第 2 号でさらに道路管理者が措置を講ずる場合の条件を付しているね。ここも今回の改正で大きく変わっているところだよ。

#### 大野係員

はい。まず第 1 号では、「違法放置等物件の占有者等に対し法第 71 条第 1 項に規定により必要な措置をとることを命じた場合において、当該措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき」を規定しています。

#### 栗本係員

この規定は、従来はなかった規定だね。今回新たに追加された「設置された物件」については、占有者等の氏名や住所を知ることができるものも少なくないことから、占有者等に法第 71 条第 1 項に基づ

く措置命令を命じた場合を想定したものとなっているんだね。措置命令を命じられた占有者等が当該措置をとらない場合は、道路管理者自ら除去することが可能となったんだ。

#### 大野係員

占有者等が措置命令に従って履行した措置が不十分であるため当該措置をとったとは実質的に認めがたい場合や、命じた期限までに当該措置の履行を完了する見込みがない場合も「当該措置をとらないとき」に含むんですね。

#### 栗本係員

お、細かいところまで把握しているね。第2号はどうかな。

#### 大野係員

第2号では、「違法放置等物件の占有者等が現場にいないために、法第71条第1項の規定により必要な措置をとることを命ずることができないとき」を規定しています。

#### 栗本係員

「占有者等が現場にいない」とは、占有者等が違法放置等物件の放置又は設置されている場所に存在しない場合を指していて、従来対象としていた占有者等の氏名及び住所を知ることができない場合に限らず、氏名又は住所を知ることができる場合において道路管理者が措置命令を命じようとした際に占有者等がその現場にいないときも含まれ得るということだよ。

#### 大野係員

占有者等に措置命令を命ずることができなければ、道路管理者が速やかに除去するということですね。

#### 栗本係員

そうだね。ちなみに、除去の緊急性を考慮した上で、周辺住民からの聞き取りを行うことと等により占有者等を確認することも妨げられていないよ。もし占有者等が確認できれば、行政指導や法第71条第1項に基づく措置命令により、当該占有者等に除去を命じることとなるね。

#### 大野係員

これで、法第44条の2第1項の改正点はおしまいですね。第2項以降では違法放置等物件を除去した後の保管や公示等の手続きが定められていますが、これらの手続きについては従来と変更ありません。

#### 栗本係員

ここまで、法第44条の2の対象となる場合について確認してきたけれど、対象とならない場合、道路管理者としてどのような措置が実施できるのかな。

#### 大野係員

法第44条の2の対象とならない場合については、従来どおりの方法を採用することとなります。つまり、措置命令すべき者が不明のときには法第71条第3項に基づく簡易代執行を行い、また、措置命令を受

けた者が命令に従わないときは行政代執行法に基づく手続きを経る必要があります。

#### 栗本係員

そのとおり。ただ、今回の法改正をもって、不法占用物件のすべてを除去することは現実的には難しいよね。だから、これまでどおり、行政指導や制度の啓発を粘り強くこつこつと行うことで、占有者等の方々に自ら除去してもらい、又は占用許可申請をしてもらうことがとても重要であることに変わりはないんだ。

#### 大野係員

そうですね。今日は朝からたくさん勉強したなあ。濃密すぎて転んだことは忘れちゃいましたよ。なんだかお腹も空いてきた…

#### 栗本係員

まだ始業して30分だよ。昼休みまでたっぷり時間があるから、もっと勉強してみたら？

#### 大野係員

がんばります…

#### 資料

##### 道路法（昭和二十七年法律第八十号）

##### （違法放置等物件に対する措置）

**第四十四条の二** 道路管理者は、第四十三条第二号の規定に違反して、道路を通行している車両から落下して道路に放置された当該車両の積載物、道路に設置された看板その他の道路に放置され、又は設置された物件（以下この条において「違法放置等物件」という。）が、道路の構造に損害を及ぼし、若しくは交通に危険を及ぼし、又はそれらのおそれがあると認められる場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、当該違法放置等物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させることができる。

一 当該違法放置等物件の占有者、所有者その他当該違法放置等物件について権原を有する者（以下この条において「違法放置等物件の占有者等」という。）に対し第七十一条第一項の規定により必要な措置をとることを命じた場合において、当該措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき。

二 当該違法放置等物件の占有者等が現場にいないために、第七十一条第一項の規定により必要な措置をとることを命ずることができないとき。

#### 2～8（略）